

品川介護福祉専門学校修学資金貸付金に関する事務取扱要綱

制定 平成26年2月28日区長決定

要綱第14号

改正 平成27年3月31日 要綱第283号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例（平成7年品川区条例第13号。以下「条例」という。）および品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例施行規則（平成7年品川区規則第24号。以下「規則」という。）に規定する修学資金貸付金に関する事務を適切に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定福祉施設)

第2条 条例第2条第1号に規定する区長が指定するものとは、区長が指定した社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）または民間企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。以下区長が指定した社会福祉法人および民間企業を「指定法人」という。）が運営する品川区内の施設をいう。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特別の理由がある場合に限り、指定法人が品川区外において運営する条例第2条第1号の規定に該当する施設を指定福祉施設と認めることができる。

(貸付申請に関する書類等)

第3条 規則第4条第1項第3号に規定する区長が必要と認める書類とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 品川介護福祉専門学校修学資金貸付希望理由書
- (2) 修学生および連帯保証人の住民票
- (3) 連帯保証人の収入を証明する書類（直近年のもの）

(償還の猶予)

第4条 規則第12条第3号に該当するとして、猶予を申請する場合は、同条第1号に定める書類のほかに誓約書（第1号様式）を提出しなければならない。

(延滞金)

第5条 規則第13条の2第2項に規定する区長が必要と認める書類とは、り災証明書、生活保護受給証明書その他の規則第13条の2第1項各号に該当することを証する書類をいう。ただし、これらの書類の提出が難しい場合には、延滞金の免除事由に該当することを誓約した念書（第2号様式）の提出をもって代えることができる。

2 規則第13条の2第4項に規定する納付の時期および方法については、延滞金の金額を確認したうえで、別途定めるものとする。

(届出)

第6条 規則第14条第1項各号に該当するとして届出を行う場合は、次の各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 第14条第1項第1号

ア 住所の変更 住民票（ただし、品川区内に住所を有する場合は不要。）

イ 氏名の変更 戸籍抄本または氏名の変更が確認できる書類の写し

(2) 第14条第1項第2号 住民票の除票

(3) 第14条第1項第5号

ア 勤務先を変更したとき 新しい勤務先の社員証の写し

イ 勤務先を退職したとき 離職証明書の写し

(4) 第14条第1項第6号 診断書の写し等

2 前項に定めるもののほか区長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年2月28日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

誓約書

品川介護福祉専門学校修学資金の償還の猶予申請に際し、下記のとおり誓約します。

記

品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例および品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例施行規則の規定を遵守し、休職期間終了後には、品川区内の指定福祉施設に勤務し、引続き以上の介護業務に従事します。

年 月 日

品川区長あて

貸付番号

住 所

連絡先

氏 名

㊟

